

令和6年度第1回船橋市自立支援協議会 会議録

日 時： 令和6年5月9日(木)午後3時から

場 所： 本庁舎9階 第1会議室

出 席： 20人(委員3人の欠席あり)

傍 聴 者： 0人

<議事>

- ① 令和5年度 ふらっと船橋の運営についての報告
- ② 令和5年度 船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告
- ③ 令和5年度 船橋市障害者虐待防止センターの実績報告
- ④ 地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告
- ⑤ 専門部会の開催状況について
- ⑥ 障害者（児）総合相談支援事業の窓口増設について
- ⑦ 障害福祉施策に関する意識調査について
- ⑧ 船橋市自立支援協議会設置運営要綱の一部改正について
- ⑨ その他

<配付資料>

- ・資料1-1 令和5年度船橋市障害者（児）総合相談支援事業委託ふらっと船橋運営評価報告書
- ・資料1-2 令和5年度ふらっと船橋相談実績
- ・資料2 令和5年度船橋市障害者成年後見支援センター集計表
- ・資料3-1 令和5年度船橋市障害者虐待対応状況集計表（全体分）
- ・資料3-2 障害者虐待対応状況集計表（令和3年度～令和5年度受理分）
- ・資料3-3 令和5年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧
- ・資料3-4 令和5年度船橋市障害者虐待防止センター（実績報告）
- ・資料4-1 地域生活支援拠点システム運営状況報告（令和6年3月末時点）
- ・資料4-2 令和5年度あんしんねっと船橋緊急対応まとめ（令和6年3月末時点）
- ・資料5 専門部会の開催状況（令和6年度）
- ・資料6-1 障害者（児）総合相談窓口マップ
- ・資料6-2 障害者（児）総合相談支援事業の令和6年度窓口増設について
- ・資料7 障害福祉施策に関する意識調査について
- ・資料8-1 「船橋市自立支援協議会設置運営要綱」の一部改正について
- ・資料8-2 新旧対照表
- ・資料8-3 船橋市自立支援協議会設置運営要綱

開会

障害福祉課長補佐

「それではただいまから令和 6 年度第 1 回船橋市自立支援協議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第 26 条に基づき公開となり、会議の傍聴の他会議録及び委員の指名の公表をすることとなっております。

本日の出席委員についてでございますが、23 名中 20 名のご出席をいただいておりますので、船橋市自立支援協議会設置運営要項第 7 条第 2 項の規定により過半数の席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。

次に傍聴についてでございますが、船橋市自立支援協議会の会議公開の取り扱い基準第 3 条の規定により傍聴者の定員は 5 名となっております。なお、本日は傍聴希望者がおりません。

それでは配布資料の確認をさせていただきます。資料については事前に送付をさせていただきます。

本日お持ちいただくようご案内を差し上げましたがお持ちでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたらお配りいたしますのでよろしくお願いいたします。

では配布資料の確認をさせていただきます。まず初めに本日の会議の次第、次に席次表。こちらは出席委員が変更になりましたので、変更後の席次表を皆様の机に置かせていただいております。こちらの席次表をお使いいただきますようお願いいたします。次に委員名簿、資料 1-1 令和 5 年度船橋市障害者（児）総合相談支援事業委託ふらっと船橋運営評価報告書、資料 1-2 令和 5 年度ふらっと船橋相談実績、資料 2 令和 5 年度船橋市障害者成年後見支援センター集計表、資料 3-1 令和 5 年度船橋市障害者虐待対応状況集計表、資料 3-2 障害者虐待対応状況集計表（令和 3 年度～令和 5 年度受理分）、資料 3-3 令和 5 年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧、資料 3-4 令和 5 年度船橋市障害者虐待防止センター実績報告、資料 4-1 地域生活支援拠点システム運営状況報告令和 6 年 3 月末時点、資料 4-2 令和 5 年度あんしんねっと船橋緊急対応まとめ、資料 5 専門部会の開催状況（令和 6 年度）、資料 6-1 障害者（児）総合相談窓口マップ、資料 6-2 障害者（児）総合相談支援事業の令和 6 年度窓口増設について、資料 7 障害福祉施策に関する意識調査について、資料 8-1 「船橋市自立支援協議会設置運営要綱」の一部改正について、資料 8-2 船橋市自立支援協議会設置運営要綱新旧対照表、資料 8-3 船橋市自立支援協議会設置運営要綱。以上になります。全て揃っていますでしょうか。不足の方いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

なお、本会議で発言される際の留意事項ですが、ご発言の際にはお名前を最初におっしゃっていただくようお願いいたします。手話通訳者がおりますので発言のスピードにはご配慮ください。

続きまして、議事事項に入る前に、委員の変更がございましたのでお知らせいたします。新たに、特定非営利活動法人船橋こころの福祉協会船橋市地域活動支援センター、米村基子様。千葉県立船橋特別支援学校、篠原みち子様。船橋公共職業安定所、山崎馨子様。社会福祉法人船橋市社会福祉協議会ふなばし高齢者等権利擁護センター、白鳥敦子様が自立支援協議会委員として参加していただくこととなりました。

ここで、新たに委員になられた4名の方から簡単にご挨拶をいただきたいと思います。米村委員、篠原委員、山崎委員、白鳥委員の順番でお願いいたします。」

米村委員

「ご紹介に預かりました船橋市地域活動支援センターオアシスの米村基子と申します。前任の住吉に代わりまして今年度から務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。」

篠原委員

「千葉県立船橋特別支援学校の篠原と申します。前任の村田に代わりまして、務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。」

山崎馨子委員

「ハローワーク船橋専門援助部門統括の山崎と申します。前任の古市と代わって担当することになります。どうぞよろしくお願いいたします。」

白鳥委員

「船橋市社会福祉協議会の白鳥と申します。前任の大谷より引継ぎを受けまして参加させていただきますことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。」

障害福祉課長補佐

「ありがとうございました。次に健康福祉局長川端輝彦からご挨拶を申し上げます。」

健康福祉局長

「皆さんこんにちは。この4月から健康福祉局長となりました。川端輝彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方におかれましては、本市の障害者施策の推進のために日頃より大変ご尽力いただき、改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。本協議会では障害者総合支援法に基づきまして、地域における障害のある方への支援に関して、地域の実情に応じた協議を行う場として、様々な案件につきましてご議論いただき貴重なご意見を頂戴しているところでございます。皆様方からのご意見を踏まえ、市として障害者施策を進めているところでございます。昨年度におきましては、第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画につきまして、大変熱心なご意見とご議論をいただきまして、策定を進め

ることができたと聞いております。誠にありがとうございました。今年度はこの計画に基づきまして、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの提供体制の確保や円滑な実施に向け、取り組みを推進してまいります。

また、本日の議題にもございますが、市内4か所目となる障害者、障害児総合相談窓口を本年5月1日から開設しております。今後も本市の相談支援の質の向上を目指し相談支援体制の整備を進めて参りたいと考えてございます。最後にですけれども、本協議会での議論や、お一方お一方のご意見というのが本当に貴重な財産でございますので、ぜひ会長、副会長のもと活発な協議が行われることを何卒よろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。よろしくお願いいたします。」

障害福祉課長補佐

「続きまして、事務局出席者の紹介をさせていただきます。

改めまして川端健康福祉局長。岩澤福祉サービス部長。森こども家庭部長。安藤障害福祉課長。岸療育支援課長。横山保健総務課長。

それではこれより議事進行を小松会長にお願いしたいと思います。」

議事① 令和5年度 ふらっと船橋の運営についての報告

小松会長

「皆さんこんにちは。令和6年度第1回自立支援協議会でございます。私会長仰せつかって、多分8年9年もう正確な数字忘れてしまいましたけども、長年やらせてもらっています。8年9年の間に障害、様々な案件、虐待を含めた様々な状況が変わっているもの、変わってきたものもあり、あるいは変わってないこともあり、様々な課題もまだ残っていると思います。船橋の中でこういったことを皆さんが一堂に会して話し合うとはとても貴重ですので、ぜひ活発なご意見をしっかりと最後まで聞き取っていきたいと思います。ただ時間は限られておりますのでその辺も含めてのバランスでよろしくお願いいたします。それでは本日の議事事項に入りたいと思います。最初に議事①令和5年度ふらっと船橋の運営についての報告でございます。ふらっと船橋、清水所長から報告をお願いいたします。」

清水委員

「毎年第1回目が運営評価ということで、随分長く評価を毎年させていただいております。今回もお時間のないところで少しの時間、運営評価についてお話をさせていただければと思っております。

まず、令和5年度運営評価ということで、資料1-2のA3の資料で、年間の相談実績をご説明いたします。簡単な説明にします。ご覧いただければと思います。4つに四角が大きく分かれております。左上のところで、人数、相談時間、相談方法、その

他、数字、令和4年と5年の比較も出しております。この数字になっています。新規についてはこの人数で大体1日2人弱が毎日新規として、相談を受けております。対応は大体1日10.4人。平均すると、営業日で割るとそういう数字になります。一番多い相談方法、電話に関しては日に計算すると1日43回ぐらい電話対応という日々の業務の積み重ねがこの数字になっております。

下段の相談内容につきましては、数字の多いところがいくつかありますが、例年通り障害種別に関しましても、精神の方が比較的多いというところは、例年通り変わりません。一つ一つ説明する時間もございませんので、続きまして、評価資料1-1、2ページの項目B。その他の総合相談窓口の連携体制というところで説明させていただきます。先ほど局長からも総合相談窓口の複数設置のお話が出ておりましたけども、4年度は3か所でした。毎月、総合相談が定例会議という形でオンラインを使って、困難ケースの共有だったり、共同支援であったりとか、その月その月、前月に起きた問題などを、障害福祉課を交えて定期的に実情を把握するというような会を持ち続けています。

その理由としてはふらっと船橋が基幹相談支援センターでありますので、基幹に関しては市内全域を対象にしています。なので、専門性の高いものなど、困難事例は総合相談の後方支援という位置づけもありますし、困難事例に関しては共同で対応していくという姿勢で、それを前提にお話を進めてきているので、そういった形で対応はさせていただいております。

6年度、先ほどの話にありましたように、もう1か所北部が開設ができたことは嬉しく思っております。

南部と東部につきましては、引き続き、総合相談もふらっと船橋で当面对応していくということでお話を進めています。その部分では総合相談というお話になります。

続きまして、基幹相談支援センターの役割についてです。資料をめくっていただいて、4ページの総評のところでも少し触れておりますのでご説明をさせてます。中段のところで、基幹相談支援センターというのは、県内53ぐらい市町村ある中で、まだ未設置の市がありますが、かなり増えてきています。ここで、順番が少し違いますけども、東葛ブロックという12の市で、14のセンターがあります。そのセンターを一つのブロックとして、私ブロック長をさせていただきながら、この東葛エリアの基幹センターの人材育成であったり、ケースの共有があったり、それぞれ市町村の考える基幹とは何かなどそういったところの会議を年間数回開いて、本会である千葉県基幹相談連絡会の役員として参加していますので、そういった意味で基幹のさらなる地域に根差した活動というところの取り組みをさせていただきます。それが下段。5ページの話の先にしてしまいましたけども、4ページの中段で今年度から基幹の仕事の一つで計画相談の人材育成だったり、ケースの助言という役割もありますけども、FAS-netという連絡会の事務局をしております。その兼ね合いもありますが、今年度、千葉県でこの計画相談を受けるにあたって、元となる研修を県が開いております。年に1回初任者、初めて計画相談を受ける方。現任者、これは5年計画相談やられて、更

新みたいな位置づけの研修。初任者、現任者各1回ずつやっていますが、その中で5年度からそれぞれが勤務する市町村の基幹相談支援センターから地域に資源であったり、事例検討等がカリキュラムの中に組み込まれましたということで初任に関しては一堂に集まって市役所で会議室を取っていただいて30名ぐらいの初任者の方に船橋の資源の情報であったり、計画相談についてのレクチャーをさせていただいたり。現任の方はトータル4日間、一人が3、40分の事例検討、そこでスーパーバイズを総合相談の職員も交えて役割としてやらせていただいています。その他、基幹として年間7回ほど専門的な分野における研修会の実施もさせていただいています。

あとは、全県下、かれこれ本年度で20年ぐらいになると思いますが、中核地域生活支援センター県内13圏域に1か所ずつありますが、そこにも参画していますので、そういった意味で千葉県としての動きだとか、そういったものが各基幹の中で反映されていたり、船橋において確認できたりという形でまあ県内を含めた基幹としての参加もしております。そういったことが基幹に求められている役割かなと思っております。今年度新たに取り組むことに関しましては、船橋市が推薦して研修を受ける主任相談支援専門員。介護の方にも主任という役割があると思いますし、もう一つ医療的ケア児コーディネーターというのでも推薦されて、研修受けて、市内に16、7名の方が主任であったり、医療的ケア児コーディネーターという役割を担っている方がいらっしゃいます。この方が市の推薦を受けているので、やはり市の人材育成、地域の相談員の人材育成にやはり寄与するべきというところの本分がありますので、新たにその主任の計画相談と医療的ケア児のコーディネーターでチームを作って事例検討チーム、船橋市内で起きている困難事例があったり、医療的ケア児の問題だったり、そういったことを事例を通して皆さんと共有してなんらかの方策であったり、知恵を出し合うとそういう場を今年度立ち上げるというところで今準備をしております。そういったことも含めまして、総合相談、本当に相談の中身を一つ一つ紐解いて、なかなか難しい問題もありますし、緊急性、本当に今日、明日どうするという問題とかも含めて、色々な役割を担った中で、この評価表には落とし込めない部分もありますけども、そういったものも含めてですね、もう一度この評価表を読んでいただいて、皆様からご意見いただきながら業務に反映させていただければと思っています。

やはり地域で生きていくにあたり、やっぱり個人では生きていけないし、それぞれ世帯があります。なので、その分野ごとで解決するってことはできることではありません。なので、障害も色々な分野の、児童も含めて、高齢も含めて世帯支援という視点で皆さんと連携取りながら、今後もこの総合相談、基幹相談の事業を展開できればと思っています。

お時間いただきありがとうございました。簡単ではありますが、資料に基づいた運営評価ということで報告させていただきます。ありがとうございました。」

小松会長

「ありがとうございました。ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問などご

ざいましたら、挙手をお願いいたします。」

山田委員

「相談実績の表のところで、今までずっとは毎年度の相談実績件数がどんだんうなぎ上りというか、増えていたように記憶しています。令和5年度と令和4年度比較しますと、相談回数というところだけ見ますと、令和5年度は少し減っている感じなんです。大した数字ではないかもしれませんが、これに関して何かお感じになってらっしゃることがあれば教えてください。」

清水委員

「はい、これは確かに人口が少しずつ増えている中で、相談実績が減っているところ、令和5年については、ふらっと船橋以外2か所の総合相談が、エリアで頑張っていたという数字を足していくと、この数字になっている。厳密にいうとどうかっていうところありますけども、毎月定例会をやっていく中で、その辺のそれぞれの事業所さんが頑張って相談対応しているというところだと思います。」

小松会長

「よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。それでは引き続きよろしくお願いいたします。」

議事② 令和5年度 船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告

小松会長

「続きまして、議事②令和5年度船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告でございます。船橋市障害者成年後見支援センター、野口センター長よろしくお願いいたします。」

野口委員

「船橋市障害者成年後見支援センターの報告をさせていただきます。資料の方は集計表の2枚になります。」

令和5年度の成年後見支援センターの相談件数についてですが、年間で障害種別ですと、知的障害の方が4959件、精神の方2095件、その他これは高次脳機能障害の方です。その方が453件。合計7507件の相談があります。

相談形態としましては、電話対応が5273件、来所相談が499件、訪問相談が1735件です。

相談内容は申し立て相談、センターの方ではPAC ガーディアンズというNPO法人で法人後見を受任しております。そのPACで後見を受任して欲しいという相談、その申

し立ての相談が 91 件、受任が 79 件でした。その他 7474 件というのは実際に受けている方の相談、ご本人からの相談、支援者からの相談、ご家族からの相談も全てここに入っております。

相談経路としまして、これは新規の相談です。関係機関のから 18 件、紹介 12 件、その他 11 件となります。関係機関は行政や施設、病院です。紹介はどこからか聞きましたということ。ここはほとんど親族からの相談になります。その他はホームページを見ましたとか、精神の方はしおりを見ましたとかそういったところがその他に入っております。

2 枚目の方は 23 年に開設してますので、それから令和 5 年までの集計になっております。

今現在の受任件数は 93 件になります。今年度は終了、亡くなった方が 3 人、新規の方が 8 人加わりました、後見類型としましたら、後見 31 件、保佐 55 件、補助 7 件となっております。

最近の相談ですと、ここ何年かの傾向ですが、精神の方の相談がすごく増えていると感じております。病院の相談員さんからや、ご家族の方などがすごく増えていると思っています。

私ども PAC ガーディアンズという法人で法人後見を受任しておりますので、1 名の利用者の方について、2 名の担当者がつきます。事務執行者、私たちとの市民後見養成講座ですとか、昨年度から船橋で権利擁護サポーター研修というものを年に 2 回やっています。そこで、この後見活動をしたいという方に登録していただいて、そういった方の中から事務執行者として本人の支援をお願いしています。その方達が今、PAC の事務所の職員含めて 64 名の方に参加してもらっています。今年度のサポーター研修は全部で 23 名の方が受講して、その中から 13 名の方に登録していただいております。なかなか一度に 13 名にお願いするということは難しいので、今実際にその中から動いている方が 3 名。やりたいということで日程調整している方が 2 名いらっしゃいます。

毎年、ここで件数の話、現状を話している中で、人手がなかなか足りないこと、いつもここでお話させていただいていたのですが、この 5 月より相談員が 1 名、常勤の相談員が 1 名入ることになりまして、今業務を覚えてもらっているような状態です。

なかなか後見活動、この数字の中だけでは現れないところがあって、色々なところでお話するときに後見人はお金を預かるだけですよねとか、お金の管理がメインですよと言われることすごく多いです。お金の管理だけなら本当にこんな簡単なことはないと思うんですが、そのお金の管理をするにはご本人がどんな風にお金使っているのか、ご本人のこと知らないとお金の管理ができません。後見人のご本人のこれからを本人と一緒に考えていく人だと思っているので、すごく支援に時間もかかります。最近では受診同行を週の半分、色々な病院行っている。なかなかヘルパーさんに行けない、人と繋がれない方もすごく多いので、そういった方がどうにか他の人と繋がらないか、なんて考えながらやるんですが、日々のそういう支援にとっても時間が

かかって、なかなかこの件数に現れないところだと毎年ここでお話させていただきますが、皆様この数字だけだとなかなか読み取れないところがおありかと思います。簡単ですが報告の方をさせていただきました。ありがとうございました。」

小松会長

「はい、ありがとうございました。ただいまのご報告につきまして、ご意見やご質問などございましたらお願いいたします。」

山田委員

「毎年、成年後見支援センターの報告を聞くたびに、こちらのセンターが本当にきめ細かくお一人お一人の利用者の方に寄り添ってやってらっしゃるということを傍から見て感じております。よく本当にこれだけの人数をやってらっしゃるなということいつも心配しておりました。でも今回常勤の相談員が一人増えたというふうに聞いて、大変安心しましたし、またそれを生かして今後もまた良い支援をしていただければと思います。ありがとうございます。」

小松会長

「ありがとうございました。他にはございませんでしょうか。一応確認ですが、その他は高次脳機能障害ですが、発達障害の方はどこの部類に入るのでしょうか。」

野口委員

「発達障害だけだと、その他のところに入ります。でも、発達障害だけの方は今受任している方の中にはいらっしゃらないです。」

小松会長

「大体知的障害とオーバーラップしているということですね。分かりました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。」

議事③ 令和5年度 船橋市障害者虐待防止センターの実績報告

小松会長

「続きまして、議事③令和5年度船橋市障害者虐待防止センターの実績報告でございます。まず、事務局より令和5年度の全体の状況について説明をお願いいたします。」

相談支援係長

「障害者虐待防止法により、市では養護者虐待及び施設虐待に係る対応を行うこととされております。また、使用者虐待については県が対応することとされており、市に

通報があった場合には受理した上で、県へ通知を行っております。

本市においては、養護者虐待及び使用者虐待については船橋市障害者虐待防止センターは一ぷと障害福祉課が、施設虐待については障害福祉課が対応するよう役割分担がなされております。私からは養護者虐待、施設虐待、使用者虐待をまとめて報告させていただき、後ほど船橋市障害者虐待防止センターは一ぷから施設虐待以外を報告させていただきます。

それでは資料 3-1 をご覧ください。令和 5 年度の障害者虐待防止対応の状況を集計したものです。集計時点は令和 6 年 3 月末現在です。

まず、上の表の左下にあります合計の件数をご覧ください。合計の受理件数は 45 件、このうち、障害者虐待防止センターで受理した案件は 9 件、障害福祉課経由でセンターが受理した案件は 8 件でございます。障害福祉課で受理した案件は 28 件でございます。

通報者の内訳としまして、本人からは 10 件、事業所からは 9 件、その他として 27 件となっております。

障害種別は、重複もございますが、身体 6 人、知的 24 人、精神 18 人、その他 2 人となっております。

虐待類型についてですが、養護者からの虐待案件が 13 件、施設職員からの虐待案件は 28 件、使用者からは 4 件、その他は 0 件となっております。

虐待区分は、重複がございますが、身体的虐待 24 件、性的虐待 4 件、心理的虐待 28 件、放棄放任 5 件、経済的虐待 4 件でした。45 件中緊急性がある案件は 3 件ございました。資料 3-1 についての説明は以上です。

続きまして、資料 3-2 について説明いたします。資料 3-2 をご覧ください。

こちらは、直近 3 か年度における障害者虐待に係る受理及び対応状況について整理した表になります。集計時点は令和 6 年 3 月末現在です。

表の左 1 列の太枠部分虐待類型小計をご覧ください。この数値が障害者虐待の受理件数となります。令和 5 年度の受理件数は、養護者虐待 13 件、施設虐待 28 件、使用者虐待 4 件、合計 45 件となりました。

続いて表の右 4 列の終結判断をご覧ください。令和 3 年度に受理した案件につきましては、全ての案件について対応が終結しております。

令和 4 年度受理案件の対応状況ですが、養護者虐待の受理件数 8 件のうち、5 件については対応を終結しており、その内訳は虐待有りとして終結 5 件となっております。残りの 3 件については対応中でございます。

また、施設虐待につきましては、受理件数 13 件の全ての対応が終結しており、その内訳は虐待有りとして終結 3 件、虐待無しとして終結 6 件、判断しないとして終結 4 件となっております。

使用者虐待についても、受理件数 3 件の全ての対応が終結しており、その内訳は判断しないとして終結 3 件となっております。

令和 5 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 13 件のうち、4 件

については対応を終結しており、その内訳は虐待有として終結 3 件、判断しないとして終結 1 件となっております。残りの 9 件については、対応中でございます。

また、施設虐待につきましては、受理件数 28 件のうち、19 件については対応を終結しており、その内訳は虐待有として終結 9 件、虐待無しとして終結 6 件、判断しないとして終結 4 件となっております。残りの 9 件については、対応中でございます。

使用者虐待については、受理件数 4 件のうち 4 件とも対応中でございます。

対応継続案件については、案件が安定化し、対応が終結し次第、虐待防止対応連絡会議へ報告して参ります。資料 3-2 についての説明は以上です。

続いて資料 3-3 をご説明します。虐待防止対応連絡会議の開催状況を整理した表になります。集計時点は令和 6 年 3 月末現在です。それぞれ、開催日時、虐待類型、協議件数の順に報告いたします。

令和 5 年度の第 1 回目の会議は 5 月 24 日に行われており、件数は、養護者虐待が 2 件、施設虐待が 2 件でした。

第 2 回目の会議は 8 月 23 日に行われており、件数は、養護者虐待が 1 件、施設虐待が 5 件、使用者虐待は 3 件でした。

第 3 回目の会議は 11 月 22 日に行われており、件数は、養護者虐待が 1 件、施設虐待が 7 件でした。

第 4 回目の会議は 2 月 21 日に行われており、件数は、養護者虐待が 4 件、施設虐待が 10 件でした。

以上、4 回の会議結果を踏まえての終結等の協議状況について、事務局より協議状況のみご報告します。なお、個人情報保護の観点から個別案件の詳細についてお伝えできませんことをご了承ください。それでは、表の合計のところをご覧ください。養護者虐待について協議案件累計 8 件のうち、虐待の疑いありとして終結 7 件、虐待の判断に至らず終結 1 件です。施設虐待について、協議案件累計 24 件のうち虐待の疑いありとして終結 10 件、虐待の疑いなしとして終結 8 件、虐待の判断に至らず終結 4 件、虐待の判断に至らず継続 2 件、使用者虐待について報告案件累計 3 件のうち虐待の判断に至らず県に報告として終結 3 件となります。資料 3-3 の説明は以上になります。

ここまでで、障害者虐待に係る全体の報告となります。続きまして、船橋市障害者虐待防止センターは一ぷから、令和 5 年度の施設虐待以外の通報受理等の状況について、報告させていただきます。」

小松会長

「続いて、令和 5 年度船橋市障害者虐待防止センターの実績報告でございます。本日は、船橋市障害者虐待防止センターの山村さんをお呼びしております。それでは山村さん、お願いします。」

船橋市障害者虐待防止センター職員

「船橋市障害者虐待防止センターは一歩の山村でございます。わたくしからは、施設虐待以外の養護者による虐待と、使用者による虐待について報告させていただきます。お手元の資料 3-4 をご覧ください、令和 5 年度のは一歩の実績グラフを表しましたので説明をいたします。

1 番です。通報の窓口です。令和 5 年度の養護者による虐待、及び使用者による虐待の通報等の合計は 17 件でした。

その内、は一歩で受理、対応した案件は 9 件です。障害福祉課で受理した案件は 8 件あり全 17 件をは一歩で対応いたしました。17 件の内、4 件は使用者による虐待でしたので県に通知いたしました。

2 番、虐待の通報者です。17 件の通報等の内訳は、本人の届出 5 件、事業所からの通報 4 件、その他からの通報は警察からの障害者虐待事案通報票によるものや福祉サービス事業所等からの 8 件でした。

3 番、障害の種別です。被虐待者の障害種別は、重複があります。身体障害 3 人、知的障害 5 人、精神障害 10 人、その他は 0 となっています。

4 番、虐待疑いの区分です。こちらの数にも重複があります、身体的虐待 10 件、性的虐待 0 件、心理的虐待 8 件、放棄放任 3 件、経済的虐待 2 件でした。緊急性ありは 3 件でした。

さきほどもご説明がありましたが、令和 6 年 3 月末現在、令和 5 年度の受理数 17 件の内、4 件は終結しております。

この 4 件の内 3 件は虐待ありと認定され虐待区分は重複があり、身体的虐待が 2 件、心理的虐待が 1 件、経済的虐待が 1 件でした。1 件は判断に至らずという結果でした。残り 13 件は対応継続中です。

5 番、年度別受理数です。グラフの上から令和 3 年度 16 件、令和 4 年度 11 件、令和 5 年度 17 件です。

6 番、年度別その他相談対応回数です。は一歩には、虐待無しで終結した方や虐待以外の相談の方などから連絡が入ることがあります。障害者虐待以外の相談等は傾聴のみであったり、相談機関に繋ぐことをしています。令和 3 年度は 553 回、令和 4 年度は 1376 回、令和 5 年度は 1595 回の対応でした。障害者虐待を見過ごさないために虐待疑い案件以外の電話、メールはその他相談として記録し、虐待のキーワードが隠されていないか等、障害福祉課と情報共有をしております。

項目 7 です。月別対応回数です。令和 5 年度、虐待疑い案件として、電話・メール、訪問・面談にて本人や関係者と対応した合計回数は 1551 回です。虐待以外の相談は、1595 回の対応をしています。7-2 をご覧ください。月別対応回数内訳につきましては、お目通し下さい。令和 5 年度は緊急に一時保護が必要とされる案件は 3 件ありました。

続きまして、令和 5 年度のは一歩の周知・啓発活動につきましてご報告いたします。障害者虐待防止の通報相談窓口について周知のためには繰り返し定期的な広報活

動が必要と考えております。近隣住民についての情報提供など、広く市民から協力をえるためには、民生児童委員の協力は不可欠と考えます。平成 26 年度より継続して、船橋市内全 24 地区の民生児童委員協議会にお伺いし、なお、は一ぷの実績報告や通報についてのお願いを行ってきました。結果、民生児童委員の皆様とお顔の見える関係が構築でき、情報提供にご協力いただくことができました。令和 6 年度も地区民協会議の訪問を継続し、周知・啓発活動に努めて参ります。は一ぷでは、令和 4 年度より虐待防止の対応以外に、障害者差別に関わる初回の相談聞き取りも行っています。令和 4 年度は障害者差別についてのご相談はなく令和 5 年度に 1 件の相談を受理し対応は終結しています。障害者差別の相談については、千葉県づくり条例に基づく、障害のある人への差別についての相談窓口と連携し対応して参ります。今年度も、各関係機関からご支援ご協力をいただきながら、障害者の権利擁護、虐待防止に努める所存です。どうぞよろしくお願いいたします。以上で令和 5 年度、船橋市障害者虐待防止センターは一ぷの実績報告を終わります。」

小松会長

「ただいまの事務局と山村さんの報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。虐待は本当に今ホットなテーマになっていると思います。病院の話ですけども、令和 6 年度に法改正があって、全国の精神科病院ですけども、虐待の案件が昨年度いくつかありました。それを受けて、前からありましたが、法改正があって患者さんに入院していただくときに告知をしますが、その告知文書の中に必ず虐待があったときには通報してください、ここに通報してくださいというふうな通知文書を渡します。そういうふうに法改正がありました。そういった形で、もちろんそれで全てが解決できるわけではないですが、おそらく各事業所の方も様々な虐待防止の取り組みをなさってらっしゃるのではないかなとは思いますが。本当にそういう中でこの障害者虐待防止の対応をしていただけているは一ぷさん、あるいは担当部署は非常にご苦労なさっていると思います。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。山村さんは、次のご予定があるため、ここで退席されます。ありがとうございました。」

議事④ 地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告

小松会長

「次に、議事④地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告でございます。事務局から、報告をお願いします。」

相談支援係長

「地域生活支援拠点システムの運営状況について報告いたします。資料 4-1 をご覧ください。なお、本資料は令和 6 年 3 月末時点のデータとなっております。まず、1 緊

急受け入れ対応状況についてです。緊急性の高い相談のうち、短期入所等の緊急対応が必要と見込める相談案件については、拠点コーディネーターにて対応することとなります。必要により短期入所施設等を調整し、対象者を一時的に保護した上で、当人や関係サービス事業者と協議・調整を進めながら、地域生活に向けての支援を行っております。

昨年度は計 26 件の対応を行っております。障害種別の内訳は、精神障害 6 件、知的障害 12 件、身体障害 2 件、身体・知的重複 1 件、精神・知的重複 5 件となっております。

なお、緊急対応の内訳につきましては、次の資料 4-2 をご覧ください。緊急対応状況の詳細を記録した表となります。拠点コーディネーターは、市内の短期入所施設やグループホームといった様々な社会資源を活用しながら協力依頼を行い、緊急受け入れの対応を行っております。

それでは、資料 4-1 に戻ります。2、事前登録状況についてです。

緊急時に支援が見込めない世帯については、そのような事態になる前に事前登録申請をいただき、拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急受け入れ時に必要な情報を収集し、実際の緊急時の実支援に役立てております。

令和 6 年 3 月末時点で 387 人が登録しており、障害種別の内訳は、精神障害 54 人、知的障害 241 人、身体障害 20 人、身体・知的重複 53 人、精神・知的重複 11 人、身体・精神重複 6 人、三障害重複 2 人となっております。

こちらにつきましても、今後も順次、面談の実施、台帳作成と情報の整理を進めて参ります。

資料 4-1 をめくっていただき、3、グループホーム連絡協議会についてです。協議会では、参加事業者の毎月の空き情報等を収集し、関係機関への情報提供を行っております。また、グループホームの立ち上げや運営に関する支援等の相談を受けています。昨年度はグループホーム連絡協議会を計 4 回開催しており、主に会員の皆様でのグループワークや意見交換会を行いました。昨年度の取り組みの特徴として、グループホーム事業所のみでの意見交換だけではなく、多職種他機関連携の一環として、相談支援事業を行っている FAS-net の会員や市内就労系の事業所と合同で意見交換会を開催する等、業種を超えて参加者が抱えている疑問や課題を話し合い、理解を深めるという取り組みを実施しました。

最後に、資料 4-1 の最終ページにあります、4、地域生活支援拠点システム運営委員会開催状況についてです。当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善にあたることで、継続的な発展を目指すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。

昨年度は計 3 回開催しており、主な内容としては拠点システムの自己評価の実施のほか、拠点システムの周知を行うための活動報告書の作成や、拠点事業の発足当時を作成をした運用解説の見直しを中心に委員の皆様から意見を伺いました。資料 4 につ

いての報告は以上でございます。」

小松会長

「ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

山田委員

「今の地域生活支援拠点システムの運営状況報告のところで、第3回のところ船橋市におけるグループホーム支援ワーカーというものがございます。グループホーム等支援ワーカーというのは、私でもこうした職種のことは聞いていますけれども、船橋ではどのような形で動いてらっしゃるのか教えていただけたらと思います。」

障害福祉課長

「グループホーム等支援ワーカーでございますが、県事業でやっけていまして、千葉市、船橋市、柏市は除かれております。それ以外の市町村には県のグループホーム等支援ワーカーがいらっしゃいます。事業においては、グループホームの支援とグループホームに入居される方のマッチング等の支援という側面がございます。本市の場合だとグループホーム連絡協議会というところがグループホーム同士の連絡の形をやっけています。その方達のマッチング等の入居者の支援等については、及ばないところもございまして、それについては今後検討していかなければならないと考えています。以上です。」

山田委員

「補足の質問ですが、グループホーム等支援ワーカーの人数ですけど、船橋市全体で何人ぐらいの方がこのお仕事で動いていらっしゃるのでしょうか。」

障害福祉課長

「グループホーム等支援ワーカーにつきましては、千葉県事業でやっけていまして、12圏域があっけて、1圏域2人ぐらいでやっけてらっしゃいます。だから12圏域だと24人いらっしゃる形だと思います。船橋市と千葉市と柏の方は除かれていまして。船橋市においては、グループホーム等支援ワーカーはいないような状況です。以上です。」

小松委員

「いないけれどもやっけてらっしゃるってことですね。要するにそのマッチングをやっけてらっしゃるってことですね。」

山田委員

「このグループホーム等支援ワーカーの動きが非常に良くて、グループホームに入っけてらっしゃる方が助かったというなことを他市で聞いておりまして、船橋でもこの事

業がここに書いてあったので大変期待できるものかなと思ったんですけども、船橋ではこのような形で動いてらっしゃる方はいらっしゃらないと思えばよろしいんですか。」

障害福祉課長

「ずばりグループホーム等支援ワーカーというものはいいんですけども、例えば相談支援事業者にその役割をやっていただいたりだとか、グループホーム連絡協議会で、グループホームの中の連絡共有、研修などはやっていただいていますので、全くやってないという訳ではないのですが、言われているようにずばりグループホーム等支援ワーカーという事業というのは船橋ではやってない、ただ全くやってないというわけではございません。」

小松委員

「そういうことだそうです。よろしいでしょうか。」

山田委員

「ありがとうございました。」

小松委員

「確かに色々な支援者が関わってらっしゃると思います。グループホーム連絡協議会もあります。それでは他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に参りたいと思います。」

議事⑤ 専門部会の開催状況について

小松委員

「次に、議事⑤専門部会の開催状況についてでございます。地域移行・福祉サービス部会について米村委員から報告をお願いいたします。」

米村委員

「地域移行・福祉サービス部会の報告になります。お手元の資料 5 をご覧ください。地域移行・福祉サービス部会では、4 月 26 日に第 1 回目の部会を開催しました。

報告事項が 2 件、検討事項が 2 件ありました。

まず報告事項として、1 つ目が、令和 6 年 3 月末時点の地域生活支援拠点システム運営状況報告と運営評価シートについて、委員より報告がありました。

2 つ目として、令和 6 年 5 月 1 日から相談支援事業所アシストが北部地域の障害者（児）総合相談支援窓口として開設されることが障害福祉課相談支援係長より報告が

ありました。

次に検討事項 2 件です。第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画に位置付けられている、強度行動障害を有する人のニーズ把握と相談支援の個別事例検討についてです。障害福祉課認定審査係長より、まず強度行動障害を有する人のニーズ把握について、船橋市の障害福祉サービスの支給決定状況と行動関連項目 10 点以上の人の支給決定状況について説明がありました。ニーズ把握方法として、調査対象を行動関連項目 10 点以上とすること、当事者とその家族と障害福祉サービス事業所にアンケートを行うことを考えているとの説明がありました。その件に関して委員からは、入院していて障害福祉サービスにつながっていない者も把握する必要があるのではないか、アンケートを取っただけで終わらず、強度行動障害を有する人を受け入れるためのバックアップ体制の構築まで考えてほしいとの意見がありました。

相談支援の個別事例検討については、船橋障害者相談支援事業所連絡協議会で個別事例検討を行っていることから、その内容を地域移行・福祉サービス部会に報告してもらうこととしたいとの説明があり、承認されました。以上で報告を終わります。」

小松会長

「部会は今回は一つですね。ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。強度高度障害のことにしましては、色々県の中でも問題になっているようではあります。県の機関が昨年一昨年に閉院しまして、船橋市にお住まいの対象の方いらっしゃるという事態があります。この辺りは大きな課題になってくんじやないかなっていうふうに思っております。これに関してはどうでしょうか。ご質問、ご意見お願いします。」

障害福祉課長

「強度高度障害の方の問題、特に重度ということなんですけれども、今、会長が言っていた通り、袖ヶ浦福祉センターというのが県の施設でございまして、かつて、その袖ヶ浦福祉センターに強度行動障害の方を一括して受け入れていただいたという時代がありました。ご存知の方もいると思いますが、そこで虐待による事件がございまして、千葉県の方針としては、県の公立の袖ヶ浦福祉センターで一括して預かるといふ県は方針を変えまして、暮らしの場支援会議というのが会議体を作りました。そこで民間の施設で重度の強度高度障害がある方を受け入れていくということで、県でも補助金を出します。また施設で受け入れてもらうのが非常に大変で、特に強行の方だと 24 時間マンツーマンで見えていただいたりだとか、重度になると、2 人の方がもうずっと受け取って見ているような形の非常に環境的にも大変なところもございまして、県が暮らしの場支援会議の中で協力してくれる施設をマッチングして見つけていただいて、そこに対して県の補助金と人件費の加配分を県と市町村で分けて払うというシステムを作っております。それで船橋につきましては今年度、令和 6 年度からこの暮らしの場支援会議に参加させていただいて、会長がおっしゃるように非常に

重度の強行がある方で、居宅とか施設でも支援するのが難しいという方はその会議にかけて、協力していただいている入所施設等に入れるという形で、船橋も今年度から組み入れさせていただきました。6年度から実際にその会議にもかけて支援を行っているような状況でございます。よろしくお願いします。」

小松会長

「詳細な説明ありがとうございます。その暮らしの場支援会議の中なのか分からないですが、私県内の精神科病院の役割もしておりまして、各精神科病院の院長からも話は伺っています。かなり強度高度障害の激しい方は精神科病院に入っていたり、行かざるを得なかったりするケースが多いです。そしてちょうどその袖ヶ浦の中の病院の院長から直接頼まれたりしたケースがあったりもしたのですが、本当に大変なようです。それこそ24時間マンツーマン、それ以上ですね。ですから病院の中では常時身体拘束をしないとイケない。身体拘束をしても適切な治療ができない。そういう方が多いと聞いておりますので、袖ヶ浦福祉センターがなくなったのは残念なことではあります。やはり各地域で色々と具体的な方策を考えないといけない話だと思いますので、引き続きその辺のことをよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。」

山田委員

「度々申し訳ありません。地域移行・福祉サービス部会の議事録を送っていただきまして、それを詳しく見せていただきました。その中で千日さんや清水さんのご発言はごもっともだなと思いながら見させていただきました。数字が出ておりまして、何点以上の強度高度障害の方が何人いらして、そのうち何人の方がどういう生活をしていらっしゃるかということをおお程度出して、そしてアンケートも実施するという障害福祉課のお話でございました。アンケートはしっかり細かいところまで個人情報に留意しながら書いていただけるような形をお願いしたいと思います。またそのお一人お一人具体的につかんでいくというのは非常に大変かもしれません。けれども、そこできめ細かくつかんでいかないとやはり必要な支援は難しいのではないかと思います。それとそのアンケートがどこまで届くのか、福祉にも医療にも関わっていらっしゃるという方もあると思います。」

これは強度行動障害ではないけれども、私が長年ご相談を受けている中にはかなり行動上問題のある方で、ご家族が困っていらっしゃるけれどもご本人は絶対に病院には行かないということで、家族崩壊になりかねないというところのご相談を受けながら、なんとかそのお母さんを支えながらやってきたという例もございます。ですから、そうしたことも含めて、きめ細かい支援がどのようにできるのかということをお障害福祉課と私たち民間と一緒におお考えていかなければいけない課題だと思います。特に病院のたらい回しになっているのではないかとこのご意見もありました。実際そういう例もあるかもしれません。そうしますと、病院での身体拘束というのは今非常に問題になっていますが、そうやらざるを得ないんだという状況が見えてきたり、そこ

をどういう風に改善していけるのか、毎回この自立支援協議会でも協議していかなければいけないのではないかと思います。以上です。よろしくお願いいたします。」

小松会長

「ありがとうございました。おっしゃる通りで、病院で対応する分野と、また少し違ったこともありまして、病院で対応するだけが正しいと私も思っておりませんので、行政と地域の関係の方々が連携して対応していただくものだと思っておりますので、取りまとめていただくのは行政だと思いますのでよろしくお願いいたします。この件はよろしいでしょうか。」

議事⑥ 障害者（児）総合相談支援事業の窓口増設について

小松会長

「次に、議事⑥障害者（児）総合相談支援事業の窓口増設についてでございます。それでは、事務局から説明をお願いします。」

相談支援係長

「障害福祉課より、障害者（児）総合相談支援事業の窓口増設についての状況報告をさせていただきます。

初めに、資料 6-2 をご覧ください。総合相談窓口の複数化については、平成 30 年度に地域移行・福祉サービス部会にて相談支援体制の整備として検討がなされ、その後は令和元年にこちらの自立支援協議会にて提言がなされ、本提言内容に基づき窓口の増設を順次進めているという経緯があります。資料 6-2 はその当時の自立支援協議会提言の抜粋資料となります。

戻りまして、資料 6-1 をご覧ください。このたび、北部地域の新たな総合相談窓口として、相談支援事業所アシストを NPO 法人船橋福祉相談協議会からご推薦いただき、今月の 5 月 1 日より 4 か所目の窓口として開設いたしました。今般の窓口開設により、表のとおり現在は、ふらっと船橋、テレサ会、ヴェルフ藤原、アシストの計 4 事業所に各地域の総合相談窓口業務を担っていただいております。今後も、提言内容に沿って本市における相談支援体制の整備を進めて参りますので、引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

総合相談窓口複数化についての状況報告は以上となります。」

小松会長

「ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問はございますでしょうか。4 つできたということで、できれば 5 つ目も、人口を考えると必要だと思いますので是非よろしくお願いいたします。それでは次によろしいでしょうか。」

議事⑦ 障害福祉施策に関する意識調査について

小松会長

「次に、議事⑦障害福祉施策に関する意識調査についてでございます。それでは、事務局から説明をお願いします。」

計画係長

「議事⑦船橋市障害福祉施策に関する意識調査の実施についてご説明いたします。

お手元に資料 7 をご用意ください。1、概要をご覧ください。船橋市には、障害者基本法に基づく船橋市障害者施策に関する計画と障害者総合支援法、児童福祉法に基づく船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画がございます。

このうち、第 4 次船橋市障害者施策に関する計画が令和 8 年度で計画期間を終了することから、次期計画の策定作業を令和 7 年度から開始する予定でございますが、計画策定、障害者施策の企画・推進のための基礎資料とするため、今年度、障害当事者等に対するアンケート調査を実施します。

2、調査方法をご覧ください。資料に記載の表を上からご覧ください。調査対象は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、施設入所者、グループホーム入居者、一般市民でございます。調査方法でございますが、身体障害者、知的障害者、精神障害者につきましては、手帳所持者から無作為で抽出し、市から対象者に直接送付します。施設入所者、グループホームについては、施設、医療機関、グループホームから対象者に調査票を渡していただく形を考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。一般市民につきましては、無作為抽出し、依頼文を市から直接郵送し、ウェブアンケートに回答していただきます。

裏面の 3、スケジュールをご覧ください。8 月までに調査票を確定させて、9 月から 10 月にかけて調査票の発送、回収をいたします。調査を取りまとめた報告書の完成は令和 7 年 2 月を予定しております。以上が、意識調査に関するご説明でございます。」

小松会長

「ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問はございますでしょうか。それでは次に参りたいと思います。」

議事⑧ 船橋市自立支援協議会設置運営要綱の一部改正について

小松会長

「次に、議事⑧船橋市自立支援協議会設置運営要綱の一部改正についてでございます。

それでは、事務局から説明をお願いします。」

計画係長

「議事 8、船橋市自立支援協議会設置運営要綱の一部改正についてご説明させていただきます。

資料 8-1 をお手元にご用意ください。令和 6 年 4 月 1 日に障害者総合支援法の一部を改正する法律が施行されました。これまで障害者総合支援法では、自立支援協議会で共有する情報を、支援体制の検討に関する情報と規定していましたが、今回、地域における障害者等への適切な支援に関する情報という文言が新たに追加されました。これに伴い、船橋市自立支援協議会要綱の第 1 条に規定する、協議会で共有する情報に地域における障害者等への適切な支援に関する情報という文言を追加しました。

下段の下線部、船橋市自立支援協議会における影響をご覧ください。今回の法律の改正により、自立支援協議会で個別事例を取り扱うことが明確化され、さらなる地域課題の共有、支援体制の整備に向けた役割が期待されています。これまで、船橋市自立支援協議会の専門部会である地域移行・福祉サービス部会において、地域生活拠点システムでの困難事例の報告を受けていましたが、今後はさらに、相談支援事業所などにおける困難事例の共有を受け、内容の検討を行って参ります。

また、参考資料として、資料 8-2 船橋市自立支援協議会設置運営要綱の新旧対照表、資料 8-3 新しい要綱をお配りしておりますので、ご一読ください。説明は以上でございます。」

小松会長

「ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問ございますでしょうか。

確認ですが、この資料 8-1 の船橋市自立支援協議会における影響というのは地域移行・福祉サービス部会で困難事例報告受けていたけれども、今後はさらに相談支援事業などにおける困難事例の共有を受けるとというのは、要するにその報告例を挙げることということという認識よろしいでしょうか。」

障害福祉課長

「はい、そうです。詳しい困難事例などをこの会議体の中で皆さんに共有していただいて、個人情報の面もあるのでそれも配慮しながらやっていきたいと思います。」

小松会長

「確か 26 例の方の具体的な事例が上がっていましたが、そういう立て付けでやっていただく形ですか。」

障害福祉課長

「はい、そうですね。」

小松会長

「ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですかね。確かに困難事例を実際に見ていくと大変なことをされてるというのはさっきの 26 例を見て、本当に大変な苦労されていることがよくわかります。もちろん個人情報の関係もありますから数字が中心になってしまうのは致し方ないですけども、具体的なことを少しでも出せる場があればと思いますので、そういう取り組みはぜひお願いしたいと思います。」

議事⑨ その他

小松会長

「それでは他に発言されたい方いらっしゃいますでしょうか。清水委員、お願いします。」

清水委員

「2 点、ご質問ご確認させていただきたいと思っています。1 点目は令和 5 年度第 3 回の自立支援協議会の中で最後に質問させていただいた、先ほど山田委員のご指摘がありました、船橋市としてグループホーム等支援ワーカー事業をどう考えていくのかという話。一度できれば話を持つ機会を作っていただきたいをお願いをさせていただいたところ、3 月、内々で関係者が集まって意見交換という形でお時間取らせていただいて、この事業に関しての市の考えや地域のニーズなどを共有できたかなというふうに理解しています。それも含め、今後できれば継続してこういう形で、市と拠点と基幹と含めた話し合いの場を持っていただくことは可能か、という点が 1 点目。

2 点目、今回の色々な面で報酬改定が出た中で、それに伴った前回 3 回目の時に安藤課長が話されていたグループホームの地域連携推進会議。この件について国からの手引きというか、概要みたいなものが出されました。

その中で地域連携推進会議の構成員、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、市町村担当者という一応この 6 項目の形でお示しが出ています。何が問題かというのは、このうち利用者、利用者家族、地域の関係者というのは、自治会の方、家主さん、そのホームのある地域に住まわれてる方、この 3 人に関しては必須です。それ以外の市町村担当者、経営に知見のある人、福祉の知見のある人、この選定は任意になってます。

そもそもこれを構成するにあたっての目的としては、やっぱり権利擁護の部分、グループホーム、私も施設にいましたが、施設は閉鎖的って昔は言われてたんですけども、単位が小さくなっただけでグループホームも閉鎖的なのは変わらない。

そういった中でやはり権利擁護の部分だったり、本人のどこで誰と暮らしたいかという法律の根本に関わるのところに関して、選定は任意というのはどうやってもちょっと理解ができない。去年の 12 月ぐらいにモデル事業で 1 回船橋で開設された時に参

加しましたが、仲間内呼んだら何の透明性もない会議で終わってしまうところで、最低限この任意になっている3名の中で市町村担当者は必須だろうと。公平な目が入らない中で、年1回会議がやられても意味はない。

特に日中支援型は福祉サービス部会で報告の場が持たれています。私も含めて皆さんにあれやこれやと質問を受けて透明性、公平性とか、権利擁護の部分とかも十分話されてます。そういったものがちゃんと介護包括型の部分でもしないと難しいんじゃないかなとふうなところを思っています。今後この手引きや概要を船橋として少し厚みのあるものに変えていただけるといふところの検討は可能なのか。この二点よろしくをお願いします。」

障害福祉課長

「まず1点目のところでございます。グループホーム等支援ワーカーでございます。3月に現役の支援ワーカーの話をお伺いできる貴重な機会を設けていただきました。ありがとうございます。現在、先ほども言いましたけれども、グループホーム等支援ワーカーについては、今やっているところの中身とか、そういうものを情報収集している段階でございます。今後も本市におけるグループホーム等支援ワーカーについて検討を行って参ります。その中で関係機関の皆様に意見をお伺いする場も設けていきたいと考えておりますので引き続きご協力の方をお願いしたいと考えております。

続きまして、地域連携推進会議のことでございます。清水委員が言われたように国の手引きの方が出されたところでございます。この会議につきましては、想定される会議の構成員は利用者、利用者の家族、地域の関係者、この3つについては必ず選出するというふうに国の手引きに書かれています。残りの福祉に知見のある方、経営に知見がある方、市町村担当者などですが、これも望ましいという形に手引きに書かれております。この地域連携推進会議というのは、今後事業所の指定に関する要件ですので国の手引きに望ましいと書かれている構成員を本市の見解で必須とダイレクトに変えてしまうのはなかなか難しいものと考えております。

しかしながら、同じく国の手引きには地域連携推進会議は施設などのサービスの透明性、質の確保、利用者の権利擁護を達成することが目的であり、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議体というふうに書かれております。

こういうことから本市においても地域連携推進会議がよりよい会議体になるよう構成員については、本市の中でしっかり検討して参りたいと考えております。以上です。」

小松会長

「清水委員よろしいでしょうか。他にご意見ございますでしょうか。それでは以上で本日の議事事項を終わりたいと思います。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。」

障害福祉課長補佐

「次回の開催についてでございます。次回は10月31日を予定しております。船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況、第4次船橋市障害者施策に関する計画及び第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画の令和5年度実績等をご報告する予定です。詳しい開催時間・議題については、今後検討し、決まりましたら皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、これを持ちまして、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。」